

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和6年3月
下 関 市

このことについて、下記のとおり、特例措置を適用することとしましたのでお知らせ
します。

記

1. 特例措置の内容

2. に掲げる対象工事又は業務委託の受注者は、工事請負契約書第57条、業務委託
契約書第56条の定めに基づき、適用基準日が令和6年3月15日の労務単価に基づ
く契約に変更するための請負代金（委託料）の額の変更の協議を請求することができ
ます。

2. 特例措置の対象

令和6年3月1日以降に契約を行う「工事」及び「業務委託」のうち、令和6年3月
14日以前に入札公告等を行うもの。

3. 特例措置の請求

（1）協議の請求の意向がある場合は、契約締結後、原則15日以内に別添様式を添付
した工事打合せ簿等により、監督職員と協議を行ってください。

（2）詳細につきましては、山口県技術管理課のページをご覧ください。

[「技能労働者への適切な賃金水準の確保」](#)〈外部リンク〉

4. 請負代金（委託料）の額の変更

変更後の請負代金（委託料）の額については、次の方式により算出します。

$$\begin{array}{l} \text{変更後の請負金額(委託料)} \\ \text{P1(税抜)} \end{array} = \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \text{新労務単価により算出した設計額}$$

$$\text{変更後の請負金額(委託料) P} = \text{P1} \times (1 + \text{消費税等率})$$